

LS前期転入

受験番号

2013年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は4ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚、草稿用紙は3枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その解答は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された解答は、無効となる。
8. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、分かりやすい場所書き直すこと。
9. 問題冊子と草稿用紙は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】

以下の事例を読んで、下記設問に答えなさい。

過疎化が進む Y 村は、「Y 村新総合計画」を策定、実施した。この計画は、Y 村全体を「観音の村」、「観音郷」といったイメージで、観光資源にしようとするものである。計画の背景には、高齢者比率の増大と村の産業の衰退があった（Y 村の人口は約 1800 名、高齢者比率約 42 パーセント）。

計画には、「観音浄土館」の建設が含まれ、その敷地内には、高さ約 6 メートル、幅約 2 メートルの大きな観音像が設置された。この観音像のかたちは、伝統的な仏像（特に観音菩薩像）に共通して見られる特徴を有している。そして、Y 村は、観音像を制作した A 会社に対し、1500 万円を支払った（本件支出）。

また、この計画に従い Y 村は、「人々から崇められ尊ばれる観音に対する思い入れ、観音浄土への憧れを文化的にかつ現代的に置き直し、観音を感じさせる村づくりをすすめ Y 村観音郷」の実現を図っていくなどと記載した冊子を作成した。

Y 村の住民である X は、本件支出が違法であるとして地方自治法 242 条に基づいて住民監査請求をしたが、主張が認められなかった。監査結果の通知の中では、「観音像の建立は宗教行事または宗教的行為が伴わない限り憲法に抵触しない」という、N 県の問い合わせに対する旧自治省の「回答」として示された行政解釈（昭和 32 年）が引用され、「行政団体が宗教を伴わない観光施設として設置したモニュメントについては、憲法違反の問題は生じない」と述べられている。

X は、地方自治法 242 条の 2 に基づき、住民訴訟を提起した。

※高齢者比率：65 歳以上の高齢者が占める割合。全国平均は約 20 パーセント。

- 〔設問 1〕 政教分離の意義について、説明しなさい（政教分離とは何か、なぜ憲法は政教分離を命じているのか、信教の自由とどのような関連を有するのか、どのような法的性格を有するのか）。
- 〔設問 2〕 公費の支出が政教分離違反かどうかを、どのように判断すれば良いか。判例に即して説明しなさい。
- 〔設問 3〕 X の立場から憲法上の主張を行うとすれば、どのようなものとなるか。具体的に論じなさい。
- 〔設問 4〕 設問 3 の主張に対し、Y 村の立場からどのような反論があり得るか。具体的に論じなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

Aは、平成14年6月1日、Bから、横山大観の作と伝えられる「古寺春秋」という絵画（本件絵画）を代金6000万円で買い受けて、その引渡しを受けた。この売買契約では、本件絵画が横山大観の作でないことが判明した場合には、10年以内であれば売買契約を解除できるとの特約がされた。Aは、本件絵画が横山大観の作ではないのではないかと疑いをもっていたが、その場合には売買契約を解除して代金の返還を受ければ足りると考えて、とりあえず売買契約を締結したものであった。

Bは、平成13年に保佐開始の審判を受けており、本件絵画はBにとって最も重要な財産の一つであったため、Bの保佐人Cは、平成14年7月1日、Aに対し、本件絵画の売買契約を取り消す旨の意思表示をしたが、その直後にCが死亡したため、本件絵画はそのままAが所持していた。なお、Aは、売買契約当時のBの言動が通常人と異なるところがなかったため、Bが保佐開始の審判を受けているとは全く気付かなかった。

Bは、平成24年8月1日、後見開始の審判を受け、Bの後見人Dは、同年9月1日、Aに対し、本件絵画の引渡しを求めた。これに対し、Aが本件絵画の即時取得、時効取得を主張した場合、この主張の当否を検討しなさい。

専門論文試験 刑法

【問題】

次の〔事例〕を読み、下記の〔設問1〕と〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

1. Bは、かつて甲野組系乙山組の副長を務めるとともに同組内丙川組の組長をしていたが、平成5年に暴力団員としての活動を辞めた。Bは、平成8年1月ころ、甲野組系丁原組傘下で和歌山県新宮市に本拠を置く戊田組の組長で、乙山副長当時から面識があったDから依頼され、戊田組の東京支部ないし東京連絡事務所であった株式会社甲田（以下「甲田」という。）に、同年3月ころから専務として勤務することになり、債権の回収、不動産の仲介、倒産関係商品の売買等を業務として行っていた。なお、甲田からは、Bにより、毎日朝昼晩の3回戊田組の本部事務所に、東京支部の様子等について連絡があった。

Xは、平成6年12月自己の営む会社が倒産した後暴力団員と知り合い、平成8年5月には覚せい剤の入ったバッグを公衆電話ボックスに置き忘れたことから、逮捕されることをおそれ、甲田に寝泊まりするようになり、同時にBの下で同社の営業部長として勤務するようになった。

2. 平成8年6月ころ、戊田組の本部長の地位にあったAは、ある総会屋から、仕事がうまくいっていないので丙山自動車の代表取締役であるCに嫌がらせをするよう頼まれ、これを承諾した。Aは、Cの自宅にけん銃で実包を撃ち込んで同人らを畏怖させようと考えた。

Aは、東京の地理に不案内であったため、Bに電話を掛け、Cの自宅の場所等を調べるよう依頼した。これを受けて、Bは、XにCの自宅がどこにあるか現地に行って調べるよう命じ、Xは、自動車で現地へ赴き、Cの自宅の場所を確認し、Bにその結果を報告した。Bが更にAに報告すると、Aは、後日右各場所まで案内してくれるようBに頼み、Bは、これを承諾した。

3. Aは、同年7月7日、上京して昼過ぎスーツ姿で甲田を訪ねるなどして、Bと会った。Aは、Cの自宅に同日夜けん銃を撃ち込もうと考え、Bに対し、Cの自宅に同日夜案内するよう依頼し、いったん宿泊先のホテルに戻った。一方、Bは、Xに、場所を確認してもらったCの家を今夜案内してもらうから時間をあけておいてくれと指示した。

なお、AもBも、未だCの自宅の所在地に行ったことはなく、同所に行ったことのあるのはXだけであった。

4. Bは、同月8日午前1時過ぎころ、Xに普通乗用自動車を運転させてAをホテルに迎えに行

き、車に乗せた。Bは、Aがジャンパー姿の身軽な格好をし、しかも無口で緊張した様子で見ると、かつて自分がけん銃を撃ち込みに行った経験から、AがCの自宅にけん銃を撃ち込みに行くつもりでいることに気付いた。Bは、Aが個人的に自分に頼んできたものではなく、この件の背後には乙野組長が存在しているものと思い、当時乙野組長からは1件当たり1億円を超える債権の取立て等を4件ほど依頼され、成功報酬として案件の金額の1割ないし2割を取得できるとされていたことから、乙野組長が背後にいるAの依頼を引受けて成功すれば、今後の取引にとってプラスになると考え、また、自分のかつての配下が引き取られている暴力団組長と乙野組長とが兄弟分であり乙野組長とは浅からざる義理人情の関係があることから、Cの自宅にけん銃を撃ち込むことに加担することを決意した。Aも、BがAの意図を了解した上でこれに加担しようとしているものと考えており、ここに、BとAとの間にCの自宅に拳銃を撃ち込むことについての共謀が成立した。

5. Xも、前記のAの服装や様子を見て、AがCの自宅にけん銃を撃ち込むつもりであると思った。しかし、当時Xは、某所に置き忘れた覚せい剤の件で逮捕されることをおそれ逃走中で経済的にもゆとりのない状態であり、Bから何度も小遣いをもらうなどして面倒をみてもらっており今後も同種のことを期待していたことから、Bの頼みを断ることはできず、A及びBがけん銃を撃ち込むことに自分が加担することもやむを得ないと決意した。A及びBも、XがCの自宅に拳銃を撃ち込むことに加担しようと考えているものと思っていた。
6. Xは、A及びBを自動車に乗せてC方に向かった。同日午前2時50分ころ、C方付近に至り、Xは、C方の脇を走行しながら、Aに対し、「ここです。」と言ってC方を教えた。Xは、C方から数十メートル離れた場所に車を止め、エンジンをかけたままBと共に車内で待機し、Aが車から降りてC方前まで行き、同人方玄関ドアにけん銃で実包3発を撃ち込んで、車まで戻って来た。Xは、Bと共にAを車に乗せ、すぐに発進して同所付近から逃走し、Aを宿泊先のホテルまで送った。

[設問]

[設問1] 共謀共同正犯について説明しなさい。

[設問2] Xの罪責について論じなさい。

以上